

第3回行財政改革審議会議録

日時

令和8年5月1日（金）午前10時～正午

場所

流山市役所 第1庁舎3階 庁議室

出席委員

大塚委員、小國委員、白澤委員、首藤委員、青木委員、重村委員、鈴木委員、山田委員

・・・（8名）

傍聴者

なし

欠席委員

兵庫委員、三嶋委員・・・（2名）

関係部署

企画政策課

事務局

総合政策部 若林部長

情報政策・改革改善課 渡辺課長、三好課長補佐、金窪係長
小田主任主事

議題

- ・第2回審議会までの意見の要旨と答申（案）への整理について
- ・答申書（案）について
- ・その他

添付資料

【資料1】第2回審議会までの意見の要旨と答申（案）への整理

【資料2】答申書（案）たたき台

議事録（概要）

1 第2回審議会までの意見の要旨と答申（案）への整理について

2 答申書（案）について

（小國委員）関連があるため、次第1、次第2については、一括して議事進行を進めることとする。

資料について、事務局から説明を求める。

・事務局から【資料1】【資料2】について説明

（（情革）渡辺課長）第1回・第2回でいただいた多岐にわたる重要なお意見を、実効性のある答申とするため、『家作り』に例えて構造を整理した。

土台となる『フルコスト計算』の上に、1階部分として全庁共通の『基本ルール（負担割合）』を置き、2階部分として『個別ルール（減免等）』を位置づけた。また、料金ルールの枠組みにとどまらない施設のあり方や経営努力に関する意見は、『付帯意見』として独立させることで、適正なルール設定と経営努力の両輪で機能する構成とした。

（小國委員）答申書案をもとに、表現の修正や市へ要望すべき事項について意見をいただきたい。

（鈴木委員）データの蓄積・活用について、受益者負担率など市民へのデータ公開をどこまで考えているか。

データを公開することで、納得のいく料金設定になるようクリアにしていきたい。

（企画政策課）データの公開等については、本諮問に対する答申が出た後に各課と調整していく形となるため、現状で決まっているものはない。

（青木委員）基本答申における「社会的価値・間接的便益を評価する指標を検討すること」という点について、「社会的価値を認識し」という表現だけでは価格への反映が不透明であるため、もう少し踏み込んだ表現にすべきである。

また、付帯意見1の利用促進策については、利用促進によって何を指すのかという考え方のほうがよいのではないか。

（事務局）社会的価値の表現や利用促進策の記載について、委員の皆様からどのような表現が望ましいかご審議いただきたい。

（青木委員）利用促進策のゴールとして、コスト把握と持続的な維持活用に加え、市民が活発に利用し魅力ある市であるために市民活動が盛んであること、という観点を追記してほしい。

社会的価値については、施設の性質、必需性、民間代替性、収益可能性に基づくものであるが、設定にあたって間接的な便益を具体的に評価する指標を入れていただきたいと考えており、そういったニュアンスを加えてもらいたい。

（白澤委員）「評価」という言葉は単なる点数付けや定量化ではなく、継続的なモニタリングやありがたい姿へのフィードバックを含む広義のものと認識した。

評価指標という言葉が独り歩きしない形で、社会的価値や間接的便益を継続的に見ていく仕組みを付帯意見に入れてもよいのではないか。

（事務局）利用稼働率の向上がまちのにぎわいや活性化につながるという意見が、第1回の審議会でもあったものと認識している。

社会的価値については、施設の特性を考慮して利用者負担割合を決定するステップがあり、その後のモニタリングやフィードバックは付帯意見の3に該当し、さらに次の見直しを見据えて整備することの必要性を述べる部分かと認識している。

（小國委員）社会的価値の設定においては、単に認識するだけでなく、評価ということは比較可能なものとして、定量的なものや、あるいは定性的なものも含めて言語化することが必要ということなのではないか。例えば稼働率を適切に反映した料金設定のような話ではモニタリングは必要と思うが、今現在即座にということではなく、単に認識するだけではなく、比較できるものとして表現すべきであることを評価という言葉にニュアンスを含められるのではないか。

（事務局）割合を決定した後の話ではなく、決定する過程において、どのように定性・定量の評価を組み込んでいくかというご意見と認識した。その決定プロセスに関する事項であるため、担当である企画政策課から説明させていただく。

（企画政策課）必ずしも定量的に決める必要はないとの理解だが、比較や評価の仕方について具体的なイメージができていないところがあり、委員の皆様がどのような方法を思い浮かべているかいらっしゃるか、可能であればご教示いただきたい。

（小國委員）定量化については、利用している人、利用目的などの数字が思いつくところである。定性的なものであれば、どのような市民活動に使われているか、地域の高齢者の居場所として機能しているなど、言語化することが必要で、それが評価ということであると考え。ただ認識するだけでなく、特に必需性などは、どういう理由で利用をされているか、どういった理由で利用、促進していくかなど言語化され、その中の一部が指標や評価として表現されていけばよいのではないか。

（青木委員）施設が地域にあることで生じる波及効果や、利用目的が市の計画にどう資するかを言語化することで、施設利用者、利用していない市民双方に対するアカウンタビリティが担保される。

（白澤委員）海外では施設の利用者と定性的な情報を共有し、施設の価値を共通認識にしていく取り組みが「評価」と位置付けており、日本でもそのような形で施設が地域のものになっていくことが望ましいのではないか。

（事務局）「共通認識を持つこと」が重要なキーワードであると認識した。

例えば答申の4、市に期待することにある、市民に丁寧に説明し理解を得るよう努めること、という文脈とも深く関わってくる。社会的価値の認識を含めて、共通認識を持つことが重要であり、答申のどの部分に記載すべきかご議論いただきたい。

（小國委員）評価ということであれば社会的インパクト評価のようなも

のもあるが、必ずしも定量化しなければならないことではなく、どのようなロジックでどのようなインパクトがあるのかといったことを、検討していくのも1つの考え方、やり方だと考える。

その中で重要なものは例えば指標化して、定量化していくというのもよいのではないか。

社会的インパクトであれば、ある評価対象が何に繋がり、将来的にどのようなインパクトがあるかを、議論してそれと市民と共有するといったことは1つの方策としては考える。

また、いろいろな手法で市民との共通認識を図っていくというのは、将来的には可能であり、それが公開されることが重要なのではないか。

（山田委員）これから作られるルールが現場で実際に担保され実行されるかが問題であり、市がどれだけ本気で取り組むかが重要である。そして答申の中にその決意をどう落とし込むか、書き込めるかが大事である。

（事務局）条例改正に至るまでのプロセスとしては、パブリックコメント等の適正な手順を踏んでいくことになるが、委員からご指摘のあった『市がどれだけ本気で取り組むのか』という決意の表明が求められていると重く受け止めている。本答申をしっかりと市の方針に反映させ、実行していくという強い心構えが必要であると認識している。

（小國委員）基本方針は静的なものではなく、不断の努力で常に見直していく動的なものであるべきだ。常に見直していくという趣旨を、3の付帯意見の冒頭や4の部分に盛り込みたいと思うが如何か。

（山田委員）いいのではないか。こうして議論している委員の考えが答申の中にどのように書き込まれるかが重要である。

（大塚委員）基本認識の「利用しない市民（納税者）」という表現について、利用者も納税者であるため見直しを検討してはどうか。

（事務局）利用しない市民の負担について、単なる経費支出ではなく公費（税金）によって施設が賄われているという事実から納税者という表現を使用させていただいた。より適切な表現についてご意見をいただき

たい。

（白澤委員）納税者の中で施設を利用する方と利用しない方との差が出ているという構図になるよう、順番や表現を工夫すればよいのではないか。

（山田委員）納税者と市民は別であり、市民でも納税していない人がいるため、「個々の納税者」がどういう意味を持つのか明確にする必要がある。

（事務局）利用者も利用しない市民も納税者が含まれており、また、利用しない人がすべて納税者であるかのような疑問を生む可能性もあるため、より良い表現を検討していただきたい。

（大塚委員）納税者という言葉は独立させるか、括弧書きを入れないというのもよいかもかもしれない。

別の観点だが、「将来世代へ」という記載に対して現在世代の位置づけが不明確であり、目的が複数並んでいてどれが真の目的なのか分かりにくい。

また、ステークホルダーの範囲が明確でない。

究極的な目的は現役世代で将来世代へ施設を維持していくことと理解しているが、現役世代についてもどういう扱いとするのか。

（事務局）ステークホルダーの範囲の明確化や、複数ある目的の優先順位についてご意見をいただきたい。

（大塚委員）今いる市民だけでなく地方公共団体の経営としては他の地域からの人口を獲得するといったことを踏まえて単なる費用削減ではなく、施設を活用して市の魅力をいかに高めていくかという観点が重要である。

（小國委員）誰と誰の間の費用負担のバランスを最適化すべきなのかが不明確である。納税者でも利用する人と利用しない人なのか、または納税者ではない例えば子供たちも含めたような市民と納税者である市民とのバランスか、または市外の方も含めた利用者と納税者のバランスを取

ということなのか、市の見解を伺いたい。

（企画政策課）公共施設は市民のものであるため、本質的には市民の中で施設を利用する人と利用しない人とのバランスであると考えている。

（白澤委員）現在と将来世代の負担を平準化する考え方の中で、ギャップを埋める手段として、利用者と非利用者の負担の見直しと、施設の魅力向上による収益拡大の2点があり、後者が付帯意見に該当すると理解している。

前者は答申のメインとして議論しているということで理解している。

（山田委員）この文章の趣旨や目的が分かりにくいため、何を目的としているのか確認したい。

（小國委員）基本方針の目的は利用者と利用しない市民の負担割合を考えることであり、それが直接、将来世代への健全な財政の引き継ぐことに資するとは言えないのではないか。

今回の見直しがどこに焦点を置いているのか。

将来世代の健全な財政と施設を引き継ぐために今回の基本方針を改定するのであれば、総論として記載するのは不適切であると考えているか。

（事務局）今回の主要テーマは『利用者と非利用者の費用負担割合の適正化』としている。そこから冒頭で『将来世代への健全な財政』と謳うのは、今回の改定目的に対して広げすぎているというご指摘だと捉えている。財政や施設の話は付帯意見のモニタリング等の積み上げの先にあるものであるため、会長の御意見のとおりと考えている。

（小國委員）該当部分は削除する方向で調整したい。

（青木委員）負担割合のみで公平性を語るのは、現在の答申の記載としては一面的であると感じる。

利用していない市民も市民活動等による間接的な便益を受けているのではないか。

お金や時間を投じて市民活動をしている人が施設利用者にはおり、そう

いった活動をしている人としては地域を市民と行政とで共に作り上げていきたいという思いがある。市民活動をしている側が求めているのは、行政や地域との協働とリスペクトである。単なる『利用者と非利用者の対立構造』に当てはめて一概に負担割合の公平性という言葉を持ち出されると、納得感を得るのは難しいのではないか。

（小國委員）利用していない市民が受ける便益も加味したうえで、費用負担のあり方や適正なバランスを考慮する旨の文言を加えることを提案する。

（企画政策課）先ほど質問のあった社会的価値を認識しという表現の部分については、必需性による分類、或いは民間代替性、財政収益可能性による分類というところで、示していきたいと考えている。

また、社会的価値や間接的便益については、定量的に示すことが可能かという部分はあるが、判断材料として言語化して組み込むことができればと考えている。

（白澤委員）付帯意見の冒頭に、社会的価値や間接的便益といった内容を含めることが望ましいのではないか。

また、対象経費の範囲見直しに関する「施設間で乖離が生じる場合は調整の仕組みを設けること」という記載は（3）へ移動すべきではないか。

さらに、「市の魅力を維持向上させること」という記載は、激変緩和措置の項目から外すか移動すべきであると考えている。

（小國委員）新しい施設と古い施設での原価差により利用料金に差が出る問題は、激変緩和措置で吸収するのではなく、対象経費の範囲見直しとして対応すると認識していたがどうか。

（企画政策課）激変緩和ではなく、原価計算の段階で調整することを考えている。

（小國委員）その場合は新しい施設と古い施設で施設的に地域間の差があることになるが正当性としてはどう市は考えるか。

(企画政策課)。機能が同じであれば適正化を図る必要があり、資料1であるところの1階部分の考え方で整理される。

(小國委員) 同じ機能を持つ異なる施設で料金に差があることはあるのか。

(企画政策課) 公民館など同じ機能の施設であればグルーピングして計算するなど、施設間の料金差に納得感が得られる調整をする手段も考えられる。

(山田委員) 当初は施設ごとに原価を計算すると説明していたが、同じ用途の施設で料金に差が出ることについて、実際にどうしたいのか方針が不明確ではないか。

(企画政策課) 原則は施設ごとの原価計算だが、施設間の差への納得感を考慮してグルーピング等の手段も考えうる。

(小國委員) 基本方針では施設ごとの計算を原則とするが、後の段階で調整を検討するという考えでよいか。

(企画政策課) ご認識のとおりである。
原則は施設ごとの計算とし、基本方針の中に例外規定を設けて調整することを考えている。

(白澤委員) 我々審議会が「すること」と答申に記載するのは、市に対して強い意思を持って指示することになる。委員の間でも調整の是非について様々な意見が出ている事項について、市を縛るような断定的な記載は避けるべきであり、懸念点に対する補足として設ける必要性があるや考慮することといった、市に判断の余地を残す表現にとどめるべきではないか。

(小國委員) 新旧の施設でコスト差はあるので、調整することが本当によいのかという部分は検討の余地がある。
乖離が生じる場合は調整の仕組みを設けることもしくは調整の仕組みを考慮することといった、表現ではどうか、意見を伺いたい。

(山田委員) 新旧の設備の違いにより利便性が異なるため、料金に差があっても市民は納得できるはずであり、あえて調整の仕組みを設けなくてもよい場合があることを考慮して記載してほしい。

(事務局) 「設けること」という義務的な表現ではなく「考慮すること」といったような表現にするというところが、議論を伺った限りではよいのかなと考える。

(小國委員) 「考慮すること」という方向で文言を調整し、対象経費の範囲の見直しの項目に記載するというところで合意が取れたものと理解した。

もう一点、激変緩和措置の部分にある、「市の魅力を維持向上させることを基本とする」という項目は減免とか激変緩和措置の部分も関連はするが、すこし範囲が広すぎる話ではあるので、削除の方向で考えたいがどうか。

(事務局) 減免制度の議論の中で出た意見であったため記載したが、大枠で語られるべき内容であるとのことご意見あったことから、ご議論いただくとよいかと考える。

(小國委員) 付帯意見の一部とすることで調整したいと考える。

(白澤委員) 「市へ期待すること」のまとめ部分について、市が自らあらゆる手段で実行した上で市民に丁寧に説明し、理解を得るよう努めてほしい。

(小國委員) 料金設定は動的なものであり、不断の努力で常に見直していくことを前提とし、その趣旨を丁寧に説明して理解を求めるという内容に変更したい。

市に確認だが、パブリックコメントは今回の基本方針の改定時点で実施すると理解しているが、各所管課が条例改正するにあたっても行われるものか。

(企画政策課) 条例改正の際の市民参加手続きとしても、パブリックコ

メント等を想定している。

（小國委員）今回の改定はあくまで第一歩であり、常に様々な要素を踏まえ見直していく必要があると考えている。

その趣旨を市に期待することには含めたいと思うが、各委員または市としてはどうか。

（事務局）4年ごとに見直しを行うため、継続して見直しを行う趣旨を盛り込むことに問題はない。

（山田委員）「適正な料金設定」という表現について、これまでが不適正だったのか、また他市町村との比較においてということなのか、いったい何が「適正」か人によって捉え方が異なるため表現を見直すべきではないか。

（大塚委員）私も同意見である。「適正」という言葉のベンチマークが存在しないため、表現について再考を促したい。

（企画政策課）市としては、答申案に記載している施設の設置目的、利用実態、地域の実情に即した設定を行うことが「適正」とあるという意図で用いている。

（小國委員）それであれば、今の市の回答、適正の定義の部分を先に記載し、それに基づき適正であるかを常に見直しながら市民に説明していく、という構成に書き換えることを提案する。

（大塚委員）今回の議論の冒頭でもあった、本来の目的が何なのか、という部分に関連するのではないか。

（小國委員）健全財政という部分については、今回の基本方針はそれに係るものではないと認識はしている。

それであれば先ほど意見したとおり、健全な財政という内容については、付帯意見もしくは市に期待するものとして取り上げる方がよいのではないか。

つまり、施設の設置目的・利用実態・地域の実情に加えて財政の健全性

に即して適切な設定を行うように要望する。

適正であるかについては常に見直していく、それをあらゆる機会を通じて市民に丁寧に説明していくこと、としてまとめるとよいのではないか。

（事務局）小國委員からご提案いただいた内容で、事務局としては問題ない。

（大塚委員）ステークホルダーの範囲等を整理することで、結論がよりクリアになるためぜひお願いしたい。

（小國委員）最終的な文言の整理および反映方法については、正副会長にご一任いただきたい。いただいた意見を正確に反映しつつ、市民の視点に立った最適な表現に整えることとする。